

TAX NEWS LETTER

2025
6

TOPICS

1. 中小企業の新たな保証制度～経営安定化への道～
2. 「一物五価」の基礎となる公示地価
3. 令和7年度社会保険の定時決定（算定基礎届）
4. 税務カレンダー（2025年7月の税務）

中小企業の新たな保証制度～経営安定化への道～

本年3月14日、中小企業庁は物価高や人手不足などの影響を受ける中小企業者向けに、新たな保証制度の取扱いを開始しました。

◆協調支援型特別保証制度

協調支援型特別保証制度は、原材料の価格高騰や人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせること等により、金融仲介機能の強化を図り、省力化投資による経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しするものです。この保証制度は3年間の时限措置として、2028年3月末まで実施されます。

協調支援型特別保証制度の対象となるのは、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者です。

1. 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。
2. 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画を策定し、その実行および進捗の報告を行うこと。

保証限度額は2億8,000万円で、保証期間は一括返済の場合は1年以内、分割返済の場合は10年以内と設定されています。また、保証料率は0.45%から1.90%の範囲で、保証申込日に応じて国から

の保証料補助が受けられます。

◆経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高、人手不足などで厳しい状況にある中小企業者向けに、「経営改善サポート保託（経営改善・再生支援強化型）」制度が開始されました。これは、経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援を受けて作成した再生計画等に基づき、事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証するものです。

保証限度額は2億8,000万円で、保証料率は0.3%、保証期間は最長15年に設定されています。

これらの新たな保証制度は、経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な発展を目指す中小企業者にとって大きな支えとなるでしょう。省力化投資や経営改善に取り組む際の資金調達手段として、制度の活用が期待できます。

詳細な情報や申請手続きについては、各信用保証協会や中小企業庁の公式ウェブサイトを参照し、早めの対応を心掛けることが重要です。



「一物五価」の基礎となる公示地価

国土交通省がこのほど発表した全国の「公示地価」は、1地点につき2人以上の不動産鑑定士が現地を調査して決められます。ただし調査結果に対して、近隣の土地の売買例や賃貸収入などを基に国土交通省が調整を加え、土地鑑定委員会が最終的に決定したものが発表された価格です。

公示地価は土地の取引価格の目安となるほか、公共事業用地を買収するときの取得価格算定の基準にも利用されます。そのため多くの土地所有者が注目しています。

土地の価格には公示地価以外にも、相続税評価の基準となる「相続税路線価」、固定資産税のベースとなる「固定資産税路線価」、都道府県が発表する「基準地価」、実際に売り買いされる時の「実勢価格」などがあります。そして、公示地価に対し

て役割に応じた調整を加えたものが路線価や実勢価格となります。一つの土地にいくつもの値段が付いていることから「一物五価」とも呼ばれますですが、そのすべてのベースとなるのが、毎年3月に発表される「公示地価」というわけです。

国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価では、住宅地や商業地などを合わせた地価全体の全国平均が、コロナ禍以降で初めてプラスに転じた2022年から4年連続のプラスとなり、上昇幅も拡大しました。

<情報提供：エヌピー通信社>

令和7年度社会保険の定時決定（算定基礎届）

社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の定時決定の手続き時期が近付いてきました。

届出用紙（算定基礎届）は6月中旬以降に送付されます。忘れずに手続きをお願いいたします。

- 提出期間：7月1日（火）から7月10日（木）まで
- 提出先：算定基礎届送付時に同封されている返信用封筒により事務センターへ郵送、電子申請または管轄の年金事務所担当窓口

2025年7月の税務

7月10日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月15日

- 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ）時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。